

那 霸 市 公 報

第 1 5 2 0 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

告 示

- 平成 2 2 年 (2 0 1 0 年) 2 月 那 霸 市 議 会 臨 時 会 に 付 議 す る 事 件 の
追 加 告 示 に つ い て (総 務 課) 1217
- 平成 2 2 年 (2 0 1 0 年) 2 月 那 霸 市 議 会 定 例 会 の 招 集 に つ い て
(総 務 課) 1217
- 平成 2 1 年 度 那 霸 市 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 3 号)
(国 保 長 寿 医 療 課) 1218

公 告

- 住 民 票 の 職 権 消 除 の 公 示 に つ い て (市 民 課) 1219

上 下 水 道 局 告 示

- 那 霸 市 上 下 水 道 局 指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 の 指 定 に つ い て
(給 排 水 設 備 課) 1220
- 那 霸 市 上 下 水 道 局 指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 の 休 止 に つ い て
(給 排 水 設 備 課) 1220
- 那 霸 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 異 動 に つ い て (給 排 水 設 備 課) 1221
- 那 霸 市 排 水 設 備 指 定 工 事 店 の 取 消 し に つ い て (給 排 水 設 備 課) 1221

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 選 挙 人 名 簿 の 縦 覧 場 所 に つ い て 1222
- 在 外 選 挙 人 名 簿 の 縦 覧 場 所 に つ い て 1222
- 農 業 委 員 会 委 員 選 挙 人 名 簿 の 縦 覧 場 所 に つ い て 1223

監査委員公表

平成 2 1 年度財政援助団体等監査の結果について (公表) 1223

告 示

那覇市告示第 1 6 0 号

平成 2 2 年 1 月 2 9 日

掲 示 済

平成 2 2 年 (2 0 1 0 年) 2 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

平成 2 2 年 (2 0 1 0 年) 2 月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 翁 長 雄 志

付議事件名

委員会への付託陳情

- (1) 保育所・児童入所施設の環境改善を求める意見書の採択について
- (2) 市道久場川 6 号の歩道設置について

那覇市告示第 1 6 3 号

平成 2 2 年 2 月 8 日

掲 示 済

平成 2 2 年 (2 0 1 0 年) 2 月那覇市議会定例会の招集について

平成 2 2 年 (2 0 1 0 年) 2 月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招集の日 平成 2 2 年 2 月 1 6 日 (火)
- 2 招集の場所 那覇市議会議場

那覇市告示第 1 6 5 号

平成 2 2 年 2 月 1 5 日

平成 2 1 年 (2 0 0 9 年) 1 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 2 1 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 2 1 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

平成 2 1 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 13,426 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 39,732,853 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------------|-------------|-----------------|---------------|-----------------|
| 1 国民健康保険税 | | 千円 9,178,833 | 千円 151,335 | 千円 9,330,168 |
| | 1 国民健康保険税 | 9,178,833 | 151,335 | 9,330,168 |
| 3 国庫支出金 | | 13,903,347 | 103,003 | 14,006,350 |
| | 1 国庫負担金 | 8,852,546 | 86,919 | 8,939,465 |
| | 2 国庫補助金 | 5,050,801 | 16,084 | 5,066,885 |
| 4 療養給付費等交付金 | | 1,120,086 | 266,000 | 854,086 |
| | 1 療養交付費等交付金 | 1,120,086 | 266,000 | 854,086 |
| 6 県支出金 | | 1,862,685 | 27,862 | 1,890,547 |
| | 1 県補助金 | 1,550,871 | 27,862 | 1,578,733 |
| 9 繰入金 | | 3,635,226 | 2,774 | 3,632,452 |
| | 1 他会計繰入金 | 3,635,225 | 2,774 | 3,632,451 |
| 歳 入 合 計 | | 39,719,427 | 13,426 | 39,732,853 |

歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------------|------------------|---------------|-------------|---------------|
| 1 総務費 | | 千円 718,894 | 千円 4,564 | 千円 723,458 |
| | 1 総務管理費 | 522,531 | 4,564 | 527,095 |
| 2 保険給付費 | | 24,010,666 | 14,938 | 23,995,728 |
| | 1 療養諸費 | 20,724,943 | 95,938 | 20,629,005 |
| | 2 高額療養費 | 2,923,076 | 81,000 | 3,004,076 |
| | 4 出産育児諸費 | 351,120 | 0 | 351,120 |
| 3 後期高齢者 支援金等 | | 4,704,786 | 0 | 4,704,786 |
| | 1 後期高齢者支援金等 | 4,704,786 | 0 | 4,704,786 |
| 6 介護納付金 | | 1,768,328 | 0 | 1,768,328 |
| | 1 介護納付金 | 1,768,328 | 0 | 1,768,328 |
| 10 諸支出金 | | 121,177 | 23,800 | 144,977 |
| | 1 償還金及び還付加算 金 | 121,176 | 23,800 | 144,976 |
| 歳 出 合 計 | | 39,719,427 | 13,426 | 39,732,853 |

公 告

那覇市公告第 1 9 0 号
平成 2 2 年 1 月 2 9 日
掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 1 2 条第 4 項の規定により公示する。

ただし、職権消除対象者名は省略する。

那覇市長 翁 長 雄 志

上下水道局告示

那霸市上下水道局告示第 3 7 号

平成 2 2 年 2 月 1 日

掲 示 済

那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那霸市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

| 登録番号 | 事業者 | 事業所の所在地 | 代表者 | 指定年月日 |
|-------|----------|------------------------------|--------|---------------------|
| 3 8 4 | 星南建設株式会社 | 金城 3 丁目 8 番地 9 一粒ビル 2 0 1 | 西浜門 清徳 | 平成 2 2 年 1 月 5 日 |

那霸市上下水道局告示第 3 8 号

平成 2 2 年 2 月 1 日

掲 示 済

那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者の休止について

那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 1 0 条 2 項の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那霸市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

那霸市上下水道局指定給水装置工事事業者休止名簿

| 登録番号 | 事業者 | 事業所の所在地 | 代表者 |
|------|---------|-------------------|-------|
| 3 2 | (有)水都商会 | 楚辺 2 丁目 2 1 番 1 4 | 宮城 光男 |

那覇市上下水道局告示第 3 9 号
平成 2 2 年 2 月 1 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 1 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

| | |
|----------|--|
| 指定(登録)番号 | 第 3 4 4 号 |
| 指定工事店名 | ヒコ設備 |
| 営業所所在地 | 南風原町字津嘉山 5 3 3 番地 1 1 F |
| 代表者名 | 金城 晴彦 |
| 指定の有効期間 | 平成 1 9 年 4 月 1 日 平成 2 4 年 3 月 3 1 日 |
| 異動年月日 | 平成 2 2 年 1 月 2 2 日 |
| 異動事由 | 住所の変更 |

那覇市上下水道局告示第 4 0 号
平成 2 2 年 2 月 1 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市下水道条例第 1 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指定工事店を取消すので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 松 本 親

| | |
|----------|--------------------|
| 指定(登録)番号 | 第 2 7 8 号 |
| 指定工事店名 | 有限会社 オーエス工業 |
| 営業所所在地 | 中城村字屋宜 2 7 9 番地 |
| 代表者名 | 大城 康男 |
| 取消し日 | 平成 2 2 年 1 月 1 5 日 |
| 取消し理由 | 休業 |

指定(登録)番号 第94号
指定工事店名 有限会社 水都商会
営業所所在地 那覇市楚辺2丁目21番14号
代表者名 宮城 光雄
取消し日 平成22年2月1日
取消し理由 責任技術者不在

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第50号
平成22年2月15日

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第2項の規定により、平成22年3月3日から同年3月7日まで縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

縦覧場所

那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第51号
平成22年2月15日

在外選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の7第2項の規定により、平成22年3月3日から同年3月7日まで縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

縦覧場所

那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘苅庁舎 2 階
那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第 5 2 号
平成 2 2 年 2 月 1 5 日

農業委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について

農業委員会等に関する法律 (昭和 2 6 年法律第 8 8 号) 第 1 1 条に基づき準用する公職選挙法 (昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号) 第 2 3 条第 2 項の規定により平成 2 2 年 1 月 1 日現在で調製する農業委員会委員選挙人名簿を、平成 2 2 年 2 月 23 日から同年 3 月 9 日まで縦覧に供する場所は次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

縦覧場所

那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘苅庁舎 2 階
那覇市選挙管理委員会事務局

監査委員公表

那 監 公 表 第 7 号
平成 2 2 年 2 月 1 5 日

| | | |
|---------|----|----|
| 那覇市監査委員 | 慶 | 利光 |
| 同 | 宮里 | 善博 |
| 同 | 大浜 | 安史 |
| 同 | 仲松 | 寛 |

平成 2 1 年度財政援助団体等監査の結果について (公表)

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき、経済観光部 (観光課) 健康福祉部 (福祉政策課) の財政援助団体等監査を行ったので、同条第 9 項の規定により監査の結果を、次のとおり公表する。

平成 21 年度 財政援助団体等監査結果報告書**第 1 監査の対象**

- 1 実施根拠等
地方自治法第 199 条第 7 項、那覇市監査基準及び財政援助団体等監査実施要領に基づき実施する。
- 2 所管部局
経済観光部観光課
健康福祉部福祉政策課
- 3 対象団体
社団法人那覇市観光協会（観光課）
那覇大綱挽保存会（観光課）
社団法人那覇爬龍船振興会（観光課）
社会福祉法人那覇市社会福祉協議会（福祉政策課）

第 2 監査の期間

平成 21 年 10 月 2 日から平成 21 年 12 月 24 日まで
監査委員監査日 11 月 26 日及び 30 日
現地監査日 11 月 30 日

第 3 監査の範囲

主として平成 20 年度の財政援助団体等に対する補助金の執行状況及び会計経理状況並びに指定管理者の管理に係る出納及びその他の事務の執行

第 4 監査の方法

- 1 財政援助団体監査
 - (1) 所管部局
 - ア 補助金、負担金、その他の財政援助（以下「補助金等」という。）の決定は法令等に適合しているか。
 - イ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
 - ウ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
 - エ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
 - オ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
 - (2) 対象団体
 - ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
 - イ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。

ウ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。

2 指定管理者監査

(1) 所管部局

ア 施設の管理運営は、協定の内容・条件に適合しているか。

イ 指定管理者に対する指導監督は、適切になされているか。

ウ 指定管理者に対し適時かつ適切に報告を求め調査し、又は指示を行っているか。

(2) 対象団体

ア 施設の管理運営は、適切かつ効率的に行われサービスの維持向上が図られているか。

イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

ウ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。

エ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。

3 現地監査

(1) 社会福祉法人那覇市社会福祉協議会

(2) 社団法人那覇市観光協会 波の上ビーチ及び広場

(3) 社団法人那覇爬龍船振興会 那覇ハーリー会館

第 5 事業概要と監査結果

1 事業名称

那覇市観光協会補助金

(1) 所管部局名 経済観光部 観光課

(2) 補助金交付先 社団法人 那覇市観光協会

ア 設立年月日 昭和 31 年 10 月 5 日

イ 会長 米村 幸政

ウ 設立目的 那覇市及びその周辺地域の観光事業の振興を図り地域文化の向上及び経済の発展向上に寄与し、併せて公益に資することを目的とする。

(3) 補助金交付額 6,802 万円

(運営補助金) 3,402 万 6,000 円

(事業補助金) 3,399 万 4,000 円

(4) 主な事業概要

ア 那覇市及びその周辺の観光資源の保護、開発及び利用の促進

イ 観光関係従業員の指導育成に関すること

ウ 観光観念の普及

エ 観光客の誘致並びにその接遇改善

オ 観光の宣伝並びに講演会及び展覧会の開催

- (5) 補助決定関係法令等
 ア 那覇市補助金等交付規則
 イ 那覇市観光振興事業補助金交付要綱
- (6) 主な補助対象事務(事業補助分)
 ア 観光情報誌「NAHA NAVI」
 イ 那覇市観光案内所運営
 ウ ボランティアバンク
 エ 波の上ビーチ
 オ インターネット・マスコミ活用
- (7) 交付先団体収支決算状況

【一般会計】

(収入の部)

単位：円

| 科 目 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 |
|------------|-------------|-------------|-------------|
| 会 費 収 入 | 14,651,000 | 15,566,250 | 15,958,250 |
| 広 告 収 入 | 14,978,000 | 15,490,000 | 15,366,860 |
| 運 営 補 助 金 | 38,078,826 | 34,026,000 | 34,026,000 |
| 事 業 補 助 金 | 38,624,000 | 34,189,000 | 33,994,000 |
| 事業受託金収入 | 5,701,565 | 5,701,565 | 5,701,565 |
| シャワー使用料収入 | 1,653,898 | 1,137,600 | 1,133,501 |
| そ の 他 収 入 | 2,071,341 | 2,773,353 | 2,904,452 |
| 特別会計からの繰入金 | 31,218 | 4,900,000 | 5,091,901 |
| 前期繰越収支差額 | 21,731,619 | 20,943,703 | 15,798,386 |
| 収 入 合 計 | 137,521,467 | 134,727,471 | 129,974,915 |

(支出の部)

単位：円

| 科 目 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | |
|------------------|-------------|----------------|----------------|----------------|
| 事 業 費 | 68,692,555 | 67,491,142 | 68,114,283 | |
| 主 な 事 業 | 観 光 情 報 誌 | (11,999,050) | (13,260,511) | (12,446,627) |
| | 波の上ビーチ | (18,739,957) | (17,217,243) | (19,046,698) |
| | 波の上ビーチ広場 | (7,240,608) | (7,370,999) | (8,638,259) |
| | 那覇ハーリー | (3,951,377) | (4,194,372) | (4,291,156) |
| | 那覇まつり | (8,601,164) | (8,306,167) | (9,105,378) |
| 人 件 費 | 39,768,400 | 42,193,871 | 44,709,208 | |
| 事 務 費 | 5,446,350 | 6,769,599 | 6,291,701 | |
| 観 光 振 興 基 金 | 9,000,000 | 0 | 0 | |
| 退 職 積 立 金 | 1,083,505 | 1,083,505 | 1,083,505 | |
| そ の 他 支 出 | 1,586,954 | 1,390,968 | 1,333,364 | |
| 支 出 合 計 | 125,577,764 | 118,929,085 | 121,532,061 | |

【特別会計】

(収入の部)

単位：円

| 科 目 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 |
|------------|------------|------------|------------|
| 波の上ビーチ | 1,528,673 | 1,317,602 | 1,417,524 |
| 波の上ビーチ広場 | 9,342,218 | 9,609,085 | 11,590,230 |
| 観光案内所 | 1,273,028 | 1,311,196 | 1,286,742 |
| その他収入 | 3,623 | 1,386,687 | 2,960,270 |
| 一般会計からの繰入金 | 1,586,954 | 563,888 | 284,680 |
| 前期繰越収支差額 | 5,756,100 | 9,238,343 | 7,598,171 |
| 収入合計 | 19,490,596 | 23,426,801 | 25,137,617 |

(支出の部)

単位：円

| 科 目 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 |
|-----------|------------|------------|------------|
| 波の上ビーチ | 203,526 | 570,058 | 297,928 |
| 波の上ビーチ広場 | 6,736,574 | 7,795,403 | 9,565,432 |
| 観光案内所 | 1,575,384 | 451,018 | 437,481 |
| 法人税等 | 0 | 858,800 | 1,011,300 |
| その他支出 | 1,705,551 | 1,253,351 | 978,065 |
| 一般会計への繰出金 | 31,218 | 4,900,000 | 5,091,901 |
| 支出合計 | 10,252,253 | 15,828,630 | 17,382,107 |

(8) 監査の結果

対象となった事務は、「(9) 指摘事項等」で指摘した以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(9) 指摘事項等

(那覇市観光協会)

ア 給与規程等の整備について

那覇市観光協会給与規程によれば、賞与の算定方法及び退職金については別途会長が定められているが、いずれの規程も整備されてない。

賞与の算定根拠及び毎年積み立てている退職積立金の算定根拠を明確にするため、規程等を早急に整備されたい。

イ 観光振興積立金について

観光振興積立金は、波の上ビーチ周辺の整備や那覇近郊地域等の新イベント事業に資するため平成 18 年度に設置されたものであるが、当該積立金の具体的な活用方法が策定されてなく、積立金を活用した実績もない。

積立金の設置目的を達成するよう、運用計画を策定し着実に実施することが望まれる。

ウ 公益事業と収益事業の区分について

波の上ビーチ広場事業の会計処理において、同広場で実施するパーベキュー事業を収益事業として特別会計に区分し会計処理しているが、同広場に係る光熱水費については、公益事業にかかる経費として一般会計に計上している。

しかし、バーベキュー事業を実施するためには、公益事業であるビーチ広場の維持管理が必要とされることから、収益事業に資する経費については、応分の負担を特別会計に計上することを検討されたい。

2 事業名称

那覇大綱挽保存会補助金

- (1) 所管部局名 経済観光部 観光課
- (2) 補助金交付先 那覇大綱挽保存会
- ア 設立年月日 昭和 46 年 12 月
- イ 会長 湖城 英知
- ウ 設立目的 那覇大綱挽に関連する無形文化財の保存、市民意識の高揚及び観光の振興に寄与するため、那覇大綱挽を実施することを目的とする。
- (3) 補助金交付額 1,500 万円
- (4) 事業の概要
- ア 那覇大綱挽
- イ 那覇大綱挽の保存及び実施に関する調査研究
- ウ その他事業の設立目的を達成するために必要な事業
- (5) 補助決定関係法令等
- ア 那覇市補助金等交付規則
- イ 那覇市観光振興事業補助金交付要綱
- (6) 補助対象事務 那覇大綱挽に関すること
- (7) 交付先団体収支決算状況

(収入の部)

(単位:円)

| 科 目 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 |
|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 補 助 金 収 入 (那 覇 市 補 助 金) | 16,400,000 (15,200,000) | 15,544,000 (14,744,000) | 15,500,000 (15,000,000) |
| 寄 付 金 | 8,721,366 | 8,337,975 | 8,295,424 |
| 諸 収 入 | 3,618,159 | 2,667,880 | 2,764,632 |
| 借 入 金 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 前期繰越収支差額 | 78,162 | 178,438 | 314,113 |
| 合 計 | 29,817,687 | 27,728,293 | 27,874,169 |

(支出の部)

(単位:円)

| 科 目 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 | |
|---------|------------|----------------|----------------|----------------|
| 事 業 費 | 21,834,796 | 19,853,809 | 21,845,017 | |
| 内 訳 | 網 製 作 費 | (16,527,270) | (14,497,946) | (16,745,287) |
| | 旗 頭 行 列 費 | (104,790) | (116,130) | (141,225) |
| | 網 挽 費 用 | (5,202,736) | (5,239,733) | (4,958,505) |
| 管 理 費 | 6,804,453 | 6,560,371 | 4,744,615 | |
| 借入金返済金 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | |
| 支 出 合 計 | 29,639,249 | 27,414,180 | 27,589,632 | |

(8) 監査の結果

対象となった事務は、「(9) 指摘事項等」で指摘した以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(9) 指摘事項等

(那覇大綱挽保存会)

事務局職員の就業規則等の整備について

事務局職員の給与については、那覇大綱挽保存会規約(報酬)第 10 条第 2 項において「職員の給与は正副会長理事長会議を経て会長が定める。」とあり、給与基準が明文化されていない。当該団体は市の財政援助を受けている団体であるので、会計の透明性を図り、法令遵守の観点からも就業規則等による給与基準を明確にされたい。

3 事業名称

那覇爬龍船振興会補助金

(1) 所管部局名 経済観光部 観光課

(2) 補助金交付先 社団法人 那覇爬龍船振興会

ア 設立年月日 昭和 49 年 8 月 7 日

イ 会長 吉濱 照訓

ウ 設立目的 500 年余の伝統ある爬龍船競漕の振興を図り、もって海事思想の普及、観光の振興に資することを目的とする。

(3) 補助金交付額 804 万 5,000 円

(4) 事業の概要

ア 伝統的爬龍船の復元建造

イ 爬龍船競漕行事の実施運営

ウ 爬龍船に関する調査研究

エ 爬龍船に関する文献の刊行

オ 前各号のほか本会の目的を達成するための必要な事業

(5) 補助決定関係法令等

ア 那覇市補助金等交付規則

イ 那覇市観光振興事業補助金交付要綱

(6) 補助対象事務

那覇ハーリー事業に関すること

(7) 交付先団体収支決算状況

(収入の部)

(単位:円)

| 科 目 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 |
|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 那 覇 市 補 助 金 | 8,294,000 | 8,045,000 | 8,045,000 |
| 寄 付 金 | 420,000 | 500,000 | 1,119,738 |
| 収 入 合 計 | 8,714,000 | 8,545,000 | 9,164,738 |

(支出の部)

(単位:円)

| 科 目 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 労 務 費 | 3,862,000 | 4,106,000 | 4,772,000 |
| 食 料 費 | 1,485,114 | 419,992 | 632,775 |
| 褒 章 費 | 762,711 | 692,000 | 488,980 |
| 賃 借 料 | 802,400 | 808,100 | 854,900 |
| 修 繕 費 | 36,001 | 290,006 | 518,534 |
| そ の 他 経 費 | 1,845,774 | 2,228,902 | 1,897,549 |
| 支 出 合 計 | 8,794,000 | 8,545,000 | 9,164,738 |

(8) 監査の結果

つぎの「(9) 指摘事項等」のとおりである。

(9) 指摘事項等

(那覇爬龍船振興会)

補助金の事務処理について

那覇爬龍船振興会は、定款に沿った運営がなされておらず、補助金事務についても関係規程の不整備等があり不十分である。

今後、定款に沿った運営を図り補助金事務処理に必要な規程を整備するとともに法人の会計事務の執行体制を充実されたい。

また、当該団体の財源が補助金に過度に依存していることから自主財源の確保に努められたい。

4 観光課に対する指摘事項等

(1) 波の上ビーチ事業補助金について(観光協会補助金関連)

那覇港管理組合からの指定管理者指定を受け、波の上ビーチの管理運営を行っている那覇市観光協会に対し、当該ビーチの管理運営にかかる経費を補助対象として、観光振興事業補助金(平成20年度の管理経費1,904万6,698円に対し、補助金1,900万円)を交付している。

しかし、波の上ビーチの管理運営に関する経費は、当該施設の設置者である那覇港管理組合からの委託料及びビーチ収入で充当することが妥当であると思われることから、当該補助金交付のあり方について検討されたい。

(2) 補助金交付に係る事務手続きについて(共通事項)

補助金の交付にあたり、交付申請の受理、交付決定通知、確定通知等を行っているが、交付団体の適格性や補助対象事業の妥当性についての審査が極めて不十分である。

那覇市補助金等交付規則に明確な基準が定められてない事も一因であり、補助金等に関する基本指針で示された補助金交付基準や補助金見直し基準等と同規則が一体となった運用をされるよう、補助金交付事務の適正化に努められたい。

5 事業名称

那覇市社会福祉協議会補助金

(1) 所管部局名

健康福祉部 福祉政策課

(2) 補助金交付先

社会福祉法人那覇市社会福祉協議会

ア 設立年月日 昭和42年7月27日

イ 会長 銘苅 春雄

ウ 設立目的 那覇市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

エ 純資産 2億5,018万2,691円(うち基本財産300万円)

オ 会員 11,908人(正会員9,518人、協賛会員2,390人)

(3) 補助金交付額

74,794,971円(平成20年度)

(4) 補助事業の概要

法人運営事業

ふれあいまちづくり事業

ボランティア振興事業

福祉大会・福祉展関係費

重度心身障害者医療費等貸付事業

地域福祉推進事業

(5) 補助金決定関係法令等

ア 那覇市社会福祉法人の助成に関する条例

イ 那覇市社会福祉協議会補助金交付要綱

(6) 主な補助対象事務

ア 法人運営事業

イ 配分金事業

ウ 県受託事業

エ 那覇市受託事業

オ 介護保険事業

カ 障害福祉サービス事業

(7) 交付先団体収支決算状況

(平成20年度の収支決算の状況)

(単位:円)

| | 事業名 | 収入総額 | 支出総額 | 繰越額 |
|---|------------|-------------|-------------|------------|
| 1 | 法人運営事業 | 78,131,062 | 75,536,391 | 2,594,671 |
| 2 | 配分金事業 | 21,562,428 | 18,292,043 | 3,270,385 |
| 3 | 県受託事業 | 16,010,390 | 16,010,390 | 0 |
| 4 | 那覇市受託事業 | 189,614,387 | 188,452,504 | 1,161,883 |
| 5 | 介護保険事業 | 138,220,756 | 114,145,834 | 24,074,922 |
| 6 | 障害福祉サービス事業 | 123,803,036 | 86,091,851 | 37,711,185 |
| 7 | その他の事業 | 48,280,462 | 44,345,229 | 3,935,233 |
| | 合 計 | 615,622,521 | 542,874,242 | 72,748,279 |

(平成 18 年度～平成 20 年度の収支決算総括表、市補助額及び補助率)

(単位:円)

| | 収入総額 (A) | 支出総額 (B) | 市補助金額 (C) | (C)/(A) |
|----------|-------------|-------------|------------|---------|
| 平成 18 年度 | 681,996,740 | 600,171,080 | 83,207,170 | 12.2% |
| 平成 19 年度 | 642,803,059 | 584,525,417 | 81,920,472 | 12.7% |
| 平成 20 年度 | 615,622,521 | 542,874,242 | 74,794,971 | 12.1% |

(補助対象事業と補助金の推移)

(単位:円)

| | 補助金内訳 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 |
|---|------------------|------------|------------|------------|
| 1 | 法人人件費 (9 人分) | 54,602,572 | 53,729,294 | 50,189,000 |
| 2 | 派遣職員人件費 (1 人分) | 11,308,170 | 11,026,642 | 8,454,321 |
| 3 | ボランティア振興事業費 | 1,961,000 | 1,902,170 | 1,776,000 |
| 4 | ふれあいのまちづくり事業費 | 4,099,000 | 3,976,030 | 3,714,000 |
| 5 | 福祉大会・福祉展関係費 | 810,000 | 785,700 | 733,000 |
| 6 | 地域福祉活動推進員設置事業費 | 798,000 | 774,060 | 723,000 |
| 7 | 重度心身障害者医療費等貸付事業費 | 8,858,000 | 8,979,260 | 8,515,650 |
| 8 | 沖縄県社会福祉協議会費 | 770,428 | 747,316 | 690,000 |
| | 合 計 | 83,207,170 | 81,920,472 | 74,794,971 |

(8) 監査の結果

対象となった事務は、「(9) 指摘事項等」で指摘した以外は、おおむね適正に処理されているものと認めた。

(9) 指摘事項等

(福祉政策課)

補助事業遂行状況報告書について

那覇市社会福祉協議会は、那覇市社会福祉協議会補助金交付要綱に基づき、10月20日までに補助金等交付規則第11条に規定する状況報告を補助事業遂行状況報告書により行なわなければならないものの報告がなく、所管部局は提出の指導・指示等も行っていない。補助事業者の年度前半期における補助事業遂行状況の検証等を実施するため、補助事業遂行状況報告書は重要であり、補助事業遂行状況報告書の提出を求め、補助金等交付規則に基づき補助事業者の適切な指導を実施されたい。

(那覇市社会福祉協議会)

ア 剰余金の積立について

平成 20 年度社会福祉法人那覇市社会福祉協議会決算書中の財産目録 (定期預金明細) に施設整備等積立金として 99,914,329 円が積立てられているが、当該積立金は、社会福祉法人那覇市社会福祉協議会施設整備等積立金設置規程の「事業推進に必要な施設整備等資金を積立てる」を趣旨としたものではなく、「独自の事業を継続していくための資金不足を補うための必要な資金やリスクマネージメントに対応するための

財源」として積立を行なっていることから、積立金設置規程の趣旨と積立金の目的が異なっている。

当該積立金については、目的と適合する積立金設置規程について検討されたい。

イ 会員の拡大について

那覇市社会福祉協議会においては、会員が納める会費収入が平成 20 年度は 703 万 8,850 円で平成 17 年度に比べ 82 万 6,964 円 (13.3%) 増加している一方、平成 20 年度末現在の会員は 11,908 件で平成 17 年度と比べ 1,979 件 (14.3%) 減少している。会員の増加は、協議会の活動に対する市民の理解をより深め、協議会の財務体質の強化につながることから会員の拡大に努められたい。

6 事業名称

那覇市総合福祉センター管理運営 (指定管理者)

(1) 所管部局名

健康福祉部 福祉政策課

(2) 指定管理者

社会福祉法人那覇市社会福祉協議会

(3) センターの位置

那覇市金城 3 丁目 5 番地の 4

(4) 受託団体の概要

上記 5 の (5) の「事業の概要」に同じ

(5) 指定管理者制度導入経緯

那覇市社会福祉センターと母子寡婦活動の拠点とした母子福祉センターを融合し、地域の福祉施設としての老人憩いの家・児童館の機能を併設し、子供からお年寄りまで(世代間・地域間・障がい者等含む)の交流を行う場、地域福祉活動の拠点となる施設として開設され、那覇市の委託を受け運営していたが、地方自治法の改正に伴い、センターの運営・管理を民間に委託できる指定管理者制度を平成 18 年 4 月 1 日に導入した。

(6) 指定管理者との協定期間

平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日

(7) 指定管理者の管理運営委託料

上限 2 億 5,671 万 5,000 円(消費税及び地方消費税相当額含む)
(平成 20 年度 3,759 万 9,000 円)

(8) 指定管理者の事業内容

- ア 那覇市総合社会福祉センターの設備・備品の維持管理
- イ 那覇市総合社会福祉センターの使用許可の申請手続き
- ウ 那覇市社会福祉センター事業を推進し市民の福祉の向上を図る。
- エ 那覇市母子福祉センターの設備・備品の維持管理
- オ 那覇市金城児童館事業の事業を推進し児童福祉の充実を図る。
- カ 那覇市金城老人憩いの家の事業を推進し老人福祉の充実を図る。
- キ 那覇市金城老人サービスセンター事業の推進を図る。

(9) 関係法令等

- ア 地方自治法第 244 条の 2
- イ 那覇市総合福祉センター条例、同施行規則

(10) 指定管理団体収支決算状況

(収入の部)

(単位：円)

| 項目 | 科 目 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 |
|-----|---------------|------------|------------|
| 委託料 | 総合福祉センター受託金収入 | 37,599,000 | 37,599,000 |
| 雑収入 | 雑収入 | 0 | 35,573 |
| 合 計 | | 37,599,000 | 37,634,573 |

(支出の部)

(単位：円)

| 項目 | 科 目 | 平成 19 年度 | 平成 20 年度 |
|-----|----------------|------------|------------|
| 人件費 | 職員棒給 | 1,559,067 | 4,514,100 |
| | 職員諸手当 | 1,298,986 | 1,555,270 |
| | 臨時・非常勤・嘱託職員等給与 | 6,428,284 | 2,780,556 |
| | 法定福利費 | 1,266,898 | 1,250,123 |
| | 小 計 | 10,553,235 | 10,100,049 |
| 事務費 | 福利厚生費 | 8,400 | 15,435 |
| | 研修費 | 0 | 6,000 |
| | 消耗品費 | 530,373 | 723,743 |
| | 器具什器費 | 82,039 | 231,813 |
| | 印刷製本費 | 0 | 335,000 |
| | 水道光熱費 | 8,934,000 | 8,458,419 |
| | 燃料費 | 538,863 | 660,299 |
| | 修繕費 | 2,344,963 | 2,519,894 |
| | 通信運搬費 | 277,597 | 281,694 |
| | 業務委託費 | 13,185,598 | 13,204,320 |
| | 手数料 | 3,559 | 6,457 |
| | 損害保険料 | 10,920 | 10,140 |
| | 賃借料 | 288,588 | 219,870 |
| | 雑費 | 169,465 | 179,840 |
| | 退職共済預け金支出 | 671,400 | 681,600 |
| 小 計 | 27,045,765 | 27,534,524 | |
| 合 計 | 37,599,000 | 37,634,573 | |

(那覇市総合福祉センター利用状況)

(単位：人)

| 年度 | 児童館 | 憩いの家 | 母子福祉センター | 大会議室 | ボランティアセンター | 展示ホール | 遊戯室 | 大広間 | その他 | 合計 |
|-----|--------|--------|----------|--------|------------|-------|-------|-------|-----|---------|
| H18 | 34,270 | 26,945 | 1,848 | 15,965 | 10,331 | 281 | 3,164 | 2,036 | 83 | 94,923 |
| H19 | 41,203 | 27,402 | 1,796 | 15,560 | 9,830 | 710 | 3,622 | 282 | 95 | 100,500 |
| H20 | 46,069 | 28,277 | 1,351 | 12,314 | 10,148 | 350 | 2,972 | 198 | 3 | 101,682 |

(11) 監査の結果

対象となったセンターの管理運営業務は、「(12)指摘事項等」以外はおおむね適正に処理されているものと認めた。

(12) 指摘事項等

(福祉政策課)

事業評価について

那覇市総合福祉センターは、平成 18 年度から指定管理者による施設の管理運営を行っている。所管部局はこれまで管理運営事業の実績報告は受けているが、指定管理者制度導入に関する指針「部長は、指定管理者制度による効果を検証するため、毎年度の事業評価を行い、必要に応じ附属機関に諮るものとする。」による事業評価を行っていない。

福祉サービスの向上を図りつつ経費の縮減等を実現していくためには、施設の管理状況を継続的に把握し、適切に管理監督し、制度導入の効果を検証する必要がある。そのためには事業評価は必要不可欠である。

したがって、施設管理の改善を図るため事業評価基準を策定し、事業評価を実施されたい。